

## 第6次山形県障がい者計画(案)に提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

- 1 意見の募集期間 令和6年1月31日～令和6年2月29日
- 2 提出された意見の件数 17件（意見者3名）
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

	意見の概要	県の考え方
1	「山形県の未来を担う子どもたちが、早い段階から障がいのある人と触れ合い、共に過ごす時間を持つことで、障がいのある人と障がいのない人が地域で互いに支え合い、共に暮らす社会を当たり前のこととする土壌を養うことが重要」とあるが、早い段階とは具体的に幼児教育からを指すのか。	障がいのある子どもの保育所等での受入が行われるよう支援するなど、就学前の段階から、障がいの有無に関わらず子どもたちが共に育つ環境づくりに取り組んでまいります。
2	居住地校交流及び学校間交流を実現する場合は、具体的な取組に際しての体制整備が必要と思われる。	「第4次山形県特別支援教育推進プラン（令和5年6月策定）」の施策に「共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進」を掲げ、交流及び共同学習の拡大を図っております。 具体的には、実践事例集や多様性の理解、心のバリアフリーリーフレットを作成・配付するとともに「多様な交流の調査・研究」に取り組んでおります。 市町村教育委員会と連携し小中学校への理解・啓発を進めながら、さらなる交流の拡大を図ってまいります。
3	成年後見制度を利用する際にトラブルが発生しないよう、制度内容の周知を徹底させることが重要ではないか。	成年後見制度を必要とする全ての人が円滑に制度を利用できるよう、関係機関と連携して周知を進めてまいります。

	意見の概要	県の考え方
4	<p>選挙公報のルビをふる、投票用紙については氏名の記入ではなく当該欄に○印を付けるなどの工夫をしてもらいたい。そのような内容を計画に加えてほしい。</p>	<p>原則として、選挙公報にルビをふること自体、法令等の定めにより制限されているものではないことから、公職の候補者の判断により、ルビ付きで作成することは可能となっております。</p> <p>なお、選挙公報は、選挙時の県のホームページにて、音声読み上げデータも公表しております。また、県が管理する選挙における投票用紙の様式については、法令等で定められたものとなっております。</p> <p>公職選挙法等の法令に基づく点字候補者等名簿や点字版・音声版選挙のお知らせの作成、投票所における対応等、引き続き障がいのある方に配慮した取組を実施してまいります。</p>
5	<p>社会福祉施設等の耐震化の支援以外に、風水害等に備えた制度はあるか。</p>	<p>災害に対する事前の体制整備として、自衛消防組織の設置や情報連絡体制の確立、防災訓練の実施など、社会福祉施設等における防災体制の充実を支援する旨を計画に記載しております。</p>
6	<p>山形方式・看護師等生涯サポートプログラムについて注釈をつけてほしい。</p>	<p>用語集に説明の項目を設けます。</p>
7	<p>県自立支援協議会について、解説等を記載してほしい。</p>	<p>用語集に説明の項目を設けます。</p>
8	<p>福祉サービス事業者の第三者評価の制度について、利用者もアクセスできるのであれば利用者にも周知してほしい。</p>	<p>福祉サービス事業者に対する第三者評価の審査結果は、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイトでご覧が可能です。障がいのある人が、個々のニーズに応じた良質な障がい福祉サービス等を選択できるよう、周知を進めてまいります。</p>

	意見の概要	県の考え方
9	<p>「障がいのある子どもが、他の子どもと共に学び共に活躍するための合理的配慮の普及及び促進」とあるが、誰に対して合理的配慮を提供するのか。また、合理的配慮を「適切に提供されるよう推進」するとあるが、「適切に提供」する主体は教員と捉えていいか。</p>	<p>学校においては、学校組織として校長のリーダーシップの下、支援を必要とする児童生徒等に合理的配慮を提供しております。</p> <p>誰もが充実した学びを実現できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、学校施設や教材教具等、指導・支援などの教育環境をハード・ソフトの両面から充実を図るとともに、全ての教員を対象とした合理的配慮に係る校内研修の開催を通して、教員の理解を深めてまいります。</p>
10	<p>タブレットの利用は発達障がい児の学習において有効であるとされている。教育の場において、タブレットの利用など ICT の活用を考えていただきたい。</p>	<p>特別支援学校を含むすべての小中学校において、児童生徒用・教員用の1人1台端末、大型提示装置、入出力支援装置を整備し、障がい特性による困難の軽減や学習効果を高める指導力向上を目指した ICT 活用能力育成研修会を開催するとともに、ICT を利活用した授業実践等の好事例を発信しております。</p> <p>指導効果を高め学習を支援すること等のツールとして ICT の効果的な活用を促進し、子どもたちの学びの質を向上させてまいります。</p>
11	<p>障がい者へ支払われる工賃等が安いので、向上を図ってほしい。</p>	<p>一般就労が困難な障がいのある人が利用する就労継続支援 B 型事業所の受注機会の確保等に努め、工賃向上に向けた取組みを推進してまいります。</p>
12	<p>農福連携の相談を気軽にできるところがほしい。</p>	<p>県農福連携推進センターや各総合支庁の地域相談窓口において、農業者や障がい者就労事業所等からの相談に対応しております。</p>
13	<p>計画に使用する用語について、注釈をつけてほしい。</p>	<p>計画で使用する用語について、意味をまとめた用語集のページを作成します。</p>

	意見の概要	県の考え方
14	重度障がい者等包括支援の〔1か月当たりの利用人数と延べ利用時間数〕で、村山圏域がすべて0となっていることについて、説明を加えてほしい。	市町村障がい福祉計画における数値を障がい福祉圏域ごとに集計し、必要量を見込んでおります。この部分の考え方は、51頁の「必要な量の見込みに関する考え方」に記載しております。
15	共同生活援助が増えないと施設入所者数が減らないと思うが、昨今、日中活動の利用制限や重度障がい者の受け入れ拒否などを行う共同生活援助の事業者が見られる。その結果、共同生活援助事業所が増えても、入所施設に残った重度障がい者は入居できないと問題が生じているため、指定時及び指定後の実地指導においても指導してほしいと思う。	県では、サービス事業者指定時に審査を行うとともに、事業所を原則3年ごとに訪問して実地指導を行うほか、県指定の全事業所を対象とした集団指導を毎年実施しております。 いただきました御意見を踏まえ、実態を把握のうえ、適切に指導してまいりたいと考えております。
16	福祉型障がい児入所施設で、令和7年度から入所定員数が増えているが、受け入れ人数を増やすことは可能なのか。説明を加えていただきたい。	福祉型障がい児入所施設の県内全地域への設置を目指し、目標を設定しております。 第5章で障がい福祉サービス等の見込量を設定しておりますが、今後の施策展開について、現状等の説明を含めて第3章に記載することで整理しております。
17	第3章「施策の基本的方向」と第4章「障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標」の関係がわかりにくい。	第3章に掲げた施策の実現にあたって、地域全体で障がい福祉サービスの提供体制を確保するために目標値を設定したものが、第4章の「障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標」になります。

#### 4 問い合わせ先

山形県健康福祉部障がい福祉課事業指導・医療的ケア児担当

電話 023-630-2148・2317